

令和 8 年 10 月 20 日

私立認可保育所等 施設長殿

文京区こども未来部

こども施設担当課長 内山 真宏

(公印省略)

保育所等における定期健康診断（年 2 回）の未受診者への対応について（通知）

平素より当区の保育施策にご理解・ご協力を賜りありがとうございます。

区では、こども家庭庁及び文部科学省から発出された「保育所等における低年齢児の健康診断について（令和 7 年 9 月 16 日付こ成基第 213 号他）」に基づき、令和 7 年 12 月 15 日「文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第 19 条第 2 項及び「文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」第 17 条第 2 項を改正しました。

今般、具体的な運用を開始しますのでお知らせいたします。

なお、区内医師会及び歯科医師会にもすでに通知しておりますことを申し添えます。

## 記

### 1 具体的な運用

入所時健康診断及び年 2 回の定期健康診断は、原則、嘱託医により実施する。ただし、各保育所等におけるこどもの健康管理を円滑に実施するため、欠席等の理由により年 2 回の定期健康診断ができなかった場合、区が実施する母子保健法第 12 条又は第 13 条に基づく乳幼児健康診査の結果を施設長が保護者の同意のもと把握したときは、保育所における定期健康診断を実施（1 回）したものとみなすことができることとする。

※ 詳細は、別紙 1【文京区立保育園の対応に準じた私立認可保育所等における定期健康診断の未受診者への対応について】のとおり

### 2 各乳幼児健診結果の有効期間について

令和 8 年 4 月以降に実施の各乳幼児健診について、本通知に記載の対応が可能となる。各乳幼児健診結果の有効期間は以下のとおり。

#### (1) 定期健康診断の場合： 在籍クラス年度内（1 回とする）

※なお、定期健康診断は年 2 回（おおむね 6 か月ごと）に実施することを踏まえ、乳幼児健康診査の結果を定期健康診断の記録としてみなす場合であっても、前回の定期健康診断からおおむね 6 か月の間隔を確保することが望ましい。

#### (2) 歯科健康診断の場合： 在籍クラス年度内

### 3 対象となる保育施設

認可保育所、地域型保育事業、保育所型認定こども園（お茶の水女子大学こども園）

### 4 対象となる児

- （１） 定期健康診断の当日、体調不良等の理由により欠席し、かつ、他の機会にも嘱託医による定期健康診断が受けられない園児  
※ 入所時健康診断は対象外とする。
- （２） 歯科健康診断日に欠席し、かつ歯科衛生指導日（未受診児の歯科健康診断日）も欠席した園児

### 5 改正内容

- （１） 別紙２－１「文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和六年条例第四十二号）新旧対照表」のとおり
- （２） 別紙２－２「文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年九月文京区条例第二十六号）新旧対照表」のとおり

### 6 参考資料

別紙３「保育所等における低年齢児の健康診断について（令和７年９月１６日付こども家庭庁・文部科学省発出）」のとおり

#### 【問い合わせ先】

文京区こども未来部幼児保育課

保育施設指導担当 山田・鎌田

電話：03-5803-1845

E-mail: b-youjihoiku@city.bunkyo.lg.jp